

高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

1 条例の趣旨

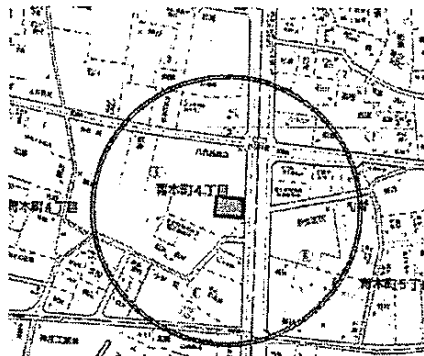
近年、外国人住民が増加する中で、各種手続き・相談等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口を設置し、多文化共生社会の実現を目指す必要があるため、高浜市多文化共生コミュニティセンターを整備するにあたり、その設置および管理に関する条例を制定する。

2 内容

設置目的	多様な文化を有する市民が共に安心して生きられる地域社会の実現を目指す。
場 所	高浜市青木町四丁目5番地26
事 業	(1) 外国人への生活情報等の提供に関する事業 (2) 外国人の相談に関する事業 (3) 外国人の日本語学習支援に関する事業 (4) 多文化共生のためのコミュニケーションづくりに関する事業 (5) その他コミュニティセンターの設置の目的を達成するために必要な事業
(参考) 予定	
利用時間	火曜日から土曜日 9時から16時まで
休館日等	センターの休館日は、日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月1日から3日まで及び12月29日から31日までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

3. 高浜市多文化共生コミュニティセンター

下記の建物の1階部分を多文化共生コミュニティセンターとして使用するため賃借する。



4. 開所予定日 令和3年7月20日ごろを予定